資料２

**在宅医療の充実に向けたテーマ（地域医療構想より一部抜粋）**

P48

|  |
| --- |
| 地域医療構想策定ガイドラインより（要約、抜粋）  　１ 地域包括ケアシステム構築のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう「医療と介護」の連携を推進し一体的な提供体制を整備。  　２ 病床機能の分化・連携の推進により「入院医療機能」を強化。  退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は重要。  　　 特に、慢性期医療においては在宅医療の整備と一体的に推進。  　３ 患者、住民の視点に立った「かかりつけ医」は重要。  　４ 在宅医療の提供体制は、日常生活圏域での整備が必要であることから、保健所を活用して市町村を支援。  　　 また、市町村が地域包括ケアシステムに取組めるよう、都道府県の保健医療部局と介護福祉部局による支援が必要。  　５ 在宅医療の提供体制の充実のため、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体との連携が不可欠。  　６ 人材確保・養成の観点から、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等への動機付けとなる研修、相談体制の構築。  　７ 緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議。  　８ 病院による在宅医療を担う診療所等への後方支援。  　９ 口腔機能の管理等の役割を担う歯科診療所、病院歯科が医科医療機関等との連携体制を構築。 |

P50

|  |
| --- |
| 大阪府保健医療計画に掲げている課題（要約、抜粋）  在宅医療の機能確保に向けた課題  （ア）在宅医療サービス供給量の拡充  （イ）介護を行う患者家族への支援  （ウ）在宅療養者の後方ベッドの確保  （エ）24時間在宅医療提供体制の構築  （オ）在宅医療の質の向上・効率化  （カ）医療・介護の連携 |